

豪雨災害に対する被災者支援制度 (令和 7 年 8 月 15 日時点)

※ 本内容は、令和7年8月 15 日時点の被災者支援制度をとりまとめたものであり、今後も随時更新を予定しております。

目次

1. り災証明書の発行	4
1-1 り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む	4
1-2 り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）	6
1-3 り災証明書の発行（農水産業関係）	7
2. 経済的な支援	8
2-1 災害見舞金の支給	8
3. 住まいの確保・再建のための支援	10
3-1 災害ボランティアの派遣	10
3-2 浸水した家屋の感染症対策（消毒液の配布）について	11
3-3 被災した住宅の応急修理 ※精査中	12
3-4 ひとり親家庭への貸付（住宅）	13
3-5 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与 ※精査中	14
3-6 建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除 ※精査中	15
3-7 開発許可申請等に係る手数料免除	16
3-8 家屋が損壊された方への市営住宅の提供 ※精査中	17
4. 生活面への支援	18
4-1 教科書及び学用品の支給	18
4-2 災害ごみについて	19
4-3 災害(水害)し尿の収集	21
4-4 災害時における飲用井戸水等の水質検査	22
4-5 消費生活相談	23
4-6 こころの健康相談	23
4-7 食品に関する衛生相談	25
4-8 外国人の方向けの相談窓口	25
4-9 無料法律相談（弁護士）	26
4-10 生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ	27
5. 各種減免・支払いの猶予等	28
5-1 市税の減免	28
5-2 市税の納税の猶予	29
5-3 各種証明書の交付手数料の免除	30
5-4 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	32
5-5 水道料金・下水道使用料の減免	33

5-6	農業集落排水処理施設使用料の減免等	34
5-7	国民健康保険料の減免	35
5-8	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の減免等について	36
5-9	定期予防接種の機会の確保	38
5-10	介護保険料の減免	39
5-11	保育所等利用者負担額（保育料）の減免	41
5-12	児童扶養手当の災害特例措置	42
5-13	未就学児を対象とした受け入れ	43
5-14	被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について	45
6.	事業者に関すること	46
6-1	食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	46
6-2	中小企業者向け特別相談窓口	46
6-3	社会保険労務士による労働相談	47
	住家の被害程度・支援制度 対応表	48

1. り災証明書の発行

1-1 り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む

健康福祉政策課 096-328-2340

豪雨災害に伴うり災証明書（住家）の申請受付及び発行を行います。

住家のり災証明書とは、自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じたり災証明書を市が交付するものです。住家の被害の程度には「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「準半壊に至らない（一部損壊）」があります。※調査の結果、「無被害」となることもあります。

対象となる方

- ・住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けられた方
※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
※持ち家に限らず、賃貸住宅でも申請が可能です。
※住民票によらず、実際に住んでいれば申請は可能です。
- ・区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた管理組合等

お手続き

《申請の流れ》

窓口で調査依頼



被害状況確認のため被害認定調査（1次調査）



調査後、後日窓口で交付（又は、お申出により2次調査を実施）

※遠方への避難等で窓口へお越しいただけない方は、申請窓口までお問い合わせください。

※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合は、被害状況を写した写真又は修理の見積書等を申請窓口を持参いただくと、窓口で写真等を確認のうえ一部損壊のり災証明書を即日交付します。

■申請受付窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

■受付時間

午前9時～午後4時 月曜～金曜（祝日除く）

■発行窓口

申請受付窓口と同じ

■発行受付時間

午前9時～午後4時 月曜～金曜（祝日除く）

■必要なもの

り災証明書受取時には、下記の書類等が必要です。

（１）り災証明書の発行について（お知らせ）

※り災証明書の発行準備が済んだ旨のお知らせ文です。

（２）身分証明書（運転免許証、保険証など）

（３）生活の本拠であったことが確認できる書類

※住民票の所在と、り災した住所が異なる場合に必要です。

（４）（１）に同封の申請書

※必要事項をご記入の上、ご持参ください。

（５）代理人による申請の場合は委任状、代理人の身分を証明するもの

（６）管理規約及び総会の議事録等（区分所有建物の共用部分に被害を受けられた管理組合等）※管理組合の名称及び代表者氏名がわかるもの

■お問合せ先

各区役所福祉課		各総合出張所			
中央区	096-328-2312	託麻	096-380-3111	清水	096-343-9161
東区	096-367-9127	河内	096-276-1111	龍田	096-338-2231
西区	096-329-5403	天明	096-223-1111		
南区	096-357-4129	幸田	096-378-0172		
北区	096-272-1118	城南	0964-28-3111		

※お住まいの区以外でも、り災証明書の申請ができます。

1-2 り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）

商業金融課 096-328-2424

豪雨災害に伴うり災証明書の発行手続きを行います。

対象となる方

店舗、事務所、工場等の事業所及び事業用設備等に被害を受けられた建物等の所有者、又はテナントとして入居し事業を営む方

※対象となる建物には貸家、店舗兼住宅も含む。

※建物だけでなく、事業用設備についても対象としています。

※農林水産業関係を除く。

お手続き

■申請受付窓口

商業金融課

■受付時間

平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 被害状況がわかる写真
- (2) 被害を受けた建物の所在地がわかる地図
- (3) 本人確認ができるもの(窓口に来られる方)

※代理人が申請する場合は、別途当課所定の委任状が必要です。

※写真は、添付書類として提出していただきますので現像もしくは印刷したものをお持ちください。(A4用紙に何枚か印刷した形式でも可)

※被害の程度判定が必要な場合は、現地調査を実施後に発行しますので、発行までに時間を要する場合があります。

※被害の程度が少なく判定調査が不要な場合は、申請書類をもとに一部損壊のり災証明書を即日発行します。

■お問合せ先

商業金融課 096-328-2424

1-3 り災証明書の発行（農水産業関係）

農業支援課 328-2384

豪雨災害に伴うり災証明書の申請受付及び発行を行います。

対象となる方

- ・農業を営まれている方
農作物を生産している耕作面積が3,000平方メートル以上を有すること、又は被災前年1年間における農畜産物販売金額が50万円以上の実績を有すること。
- ・水産業を営まれている方
- ・その他 市長が特に必要と認めるもの。

対象となる物

農水産業の施設（ハウス・建物等）・機械、農水産物、農地等
※施設・機械等は、農水産業用途の利用実態を有すること。
※被害対象は申請者本人の名義であること。

お手続き

■申請受付窓口

窓口	電話番号
北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課 東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課 河内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室	0964-28-3115
水産振興センター	096-311-4010

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明願
- (2) 被害状況が分かる写真（全景写真と近景写真をご用意ください。）
- (3) 被災場所が分かる地図
- (4) 営農等の実態が確認できるもの（営農計画書、確定申告書など）
- (5) 委任状（本人もしくは同一世帯以外の方が申請する場合）

■お問合せ先

農業支援課 096-328-2384

2. 経済的な支援

2-1 災害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

豪雨災害により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に、災害見舞金を支給します。

対象となる方

豪雨災害により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方

災害により1ヶ月以上の重傷を負った方 : 3万円

住家の全壊又は流出 : 5万円

住家の大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊 : 3万円

上記に該当しない住家の床上浸水 : 1万円

※「重傷を負った方」は、豪雨災害による直接的なけがをされた方が対象となります。

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなった場合は支給されません。

※死亡又は負傷した場合に、条例により災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を受けることができる場合は、対象外となりますのでご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127

[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129

[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2340

■必要なもの

＜重傷の場合＞※申請者は重傷者本人または世帯主となります。

- ・医師の診断書（療養期間記載のものに限る。写し可）
- ・申立書（診断書にて、今回の豪雨災害による直接的な負傷か分からない場合）
- ・申請者名義の通帳の写し

＜住家の全壊等の場合＞※申請者は世帯主となります。

- ・ 罹災証明書（写し可）
- ・ 申請者名義の通帳の写し

※ その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-1 災害ボランティアの派遣

地域政策課 096-328-2036

豪雨災害により被害を受けた家の中の片付けなどお手伝いをします。

支援期間

令和7年（2025年）8月15日（金）～8月24日（日）（予定）

対象となる方

以下の条件のいずれにも該当する方を対象としています。

- ・熊本市内で災害により住居等に被害を受けた方
- ・自力での片付けが困難な世帯（例：高齢者のみの世帯、障がい者のいる世帯 等）

支援内容

- ・家屋内外の片付け、清掃、家具等の搬出補助等
※重機の使用や専門的な修繕作業には対応できません

申込方法

- （1）インターネット（市ホームページ）による申込（受付時間：24時間対応）

熊本市ホームページ上の入力フォームより必要事項を記入

<https://logoform.jp/f/eoGbb>

- （2）電話による申込（受付時間：午前9時～午後4時まで）

災害ボランティアセンター専用回線

① 080-9704-6805、② 080-9704-6928

- （3）申込後の流れ

- ・申込後、災害ボランティアセンターの担当者より電話等で個別にヒアリングを実施します。
- ・支援の可否および実施日程等は、ヒアリング後に決定し、改めて連絡します。



お問合せ先

熊本市災害ボランティアセンター（熊本市社会福祉協議会内）

電話：(1)080-9704-6805 (2)080-9704-6928

受付時間：平日 9時00分～17時00分

メール：volunteer@kumamoto-city-csw.or.jp

3-2 浸水した家屋の感染症対策（消毒液の配布）について

健康危機管理課 096-364-3311

豪雨災害により、住家が床上浸水した場合に使用する消毒液の配布を行います。
※数に限りがあります。無くなり次第配布終了いたします。

対象となる方

住家が床上浸水した世帯で、消毒液を自力で入手困難な方

お手続き

■配布窓口

中央区総務企画課	096-328-2610
東区総務企画課	096-367-9121
西区総務企画課	096-329-1142
南区総務企画課	096-357-4112
北区総務企画課	096-272-1110
清水まちづくりセンター	096-343-9162
龍田まちづくりセンター	096-339-3323

■受付時間

午前9時～午後4まで 月曜～金曜（祝日除く）

■お問合せ先

健康危機管理課 096-364-3311

水害時の衛生対策と消毒方法についてのホームページもご覧ください。

[水害時の衛生対策と消毒方法について / 熊本市公式サイト](#)

3-3 被災した住宅の応急修理 ※精査中

住宅政策課 096-328-2449

今般の豪雨被害に関して、災害救助法（施行令第3条）や「熊本市災害救助法施行細則（市細則）」等に基づく救助を実施します。

※本制度は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用（限度額内の修理費用）を被災者に代わって被災自治体（熊本市）が支払う制度です。

【お願い】

制度の利用を御希望の場合は、まずは修理前（被災状況）の写真撮影をお願いします。

※対象となる要件や手続きの詳細等については、国（内閣府）や熊本県等と協議・調整のうえ、市ホームページでお知らせします。

■お問合せ先

住宅政策課 096-328-2449

3-4 ひとり親家庭への貸付（住宅）

こども家庭福祉課 096-366-3030

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に対して貸付を行います。

対象となる方

ひとり親家庭の母または父、寡婦の方

■貸付の要件

- ・原則、連帯保証人が1名以上必要です。
※ただし、弁済する資力及び能力があることを条件として、連帯保証人なしでも申請が可能です。
- ・当該建物が申請されるひとり親家庭の母または父、寡婦の名義で登記されていることが必要です。
- ・その他、資金の内容や対象者などに関する基準がありますので、詳しくはご相談ください。
※物置、車庫等の付属家は対象外です。
※必ず事前相談が必要となります。
※申請から実際の送金まで通常2ヶ月程度を要します。

■貸付限度額

150万円

■利子

保証人を立てる場合は、無利子。保証人を立てない場合は、年1%の利子がかかります。

お手続き

■申請窓口・受付時間

熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）
096-372-1228

熊本市中央区大江6丁目1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）

■お問合せ先

熊本市母子父子相談室 096-372-1228

こども家庭福祉課 096-366-3030

3-5 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与 ※精査中

住宅政策課 096-328-2989

令和 7 年 8 月の豪雨災害により住宅を失った方などを対象に、民間賃貸住宅を活用し賃貸型応急住宅として提供します。

具体的には、被災者と市（借主）と民間賃貸住宅所有者（貸主）の三者で「定期建物賃貸借契約」を締結し、一定期間熊本市が家賃を支払います。

※物件は被災者の方で探していただきます。

対象となる方

要件の精査中です。

※要件を満たすかの判断は、原則として「り災証明」により行います。

お手続き

■賃貸型応急住宅の条件

条件の精査中です。

※次の（１）から（３）の全てに該当する民間賃貸住宅が対象となる予定です。

（１） １ か月当たりの家賃が市の定める金額の範囲内である住宅

（※市の定める範囲については現在精査中です）

※家賃の限度額を超える住宅は対象となりません

（２） 市が借上げて入居対象者に提供することについて、貸主が同意した住宅

（３） 新耐震基準で建設（昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工）された住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認できる住宅

※入居対象者の数に対し、借上げ可能戸数が不足することが見込まれる場合は、この限りではありません

■民間賃貸住宅の入居期間

賃貸借契約日から 2 年以内です。

※応急修理に 1 ヶ月以上の期間を要する場合は応急修理制度との併用が可能ですが、応急修理の受付から 6 か月以内とし応急修理の完了後は速やかに退去しなければなりません。

■必要なもの

申請時には、下記の書類が必要です。

- ・入居申込書
- ・入居希望物件の概要がわかるもの
- ・貸主の同意書
- ・退去の誓約書

- ・り災証明書
- ・入居者全員分の住民票
- ・その他市長が必要と認めるもの

■お問合せ先

住宅政策課 096-328-2989

3-6 建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除 ※精査中

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

災害により滅失又は破損した建築物等について、その災害の発生した日から1年以内に、建築・大規模の修繕・模様替えをするときは、確認申請等の手数料を免除します。

※ 対象となる申請等は、熊本市へ申請される場合のものです。

対象となる申請等

- ・確認申請
- ・中間検査申請
- ・完了検査申請
- ・法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定申請
- ・法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可申請
- ・法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可申請

お手続き

受付開始時期等詳細が決まりましたら、市ホームページでお知らせします。

■お問合せ先

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

3-7 開発許可申請等に係る手数料免除

開発指導課 096-328-2507

災害によって被災した建築物等に移転又は建替等を行う場合に、開発許可又は宅地造成に関する工事の許可申請等に係る手数料を免除します。

対象となる方

災害による建築物のり災証明書の発行を受けた方で、次のすべての要件を満たす開発行為又は宅地造成に関する工事を行う方。

- ① 予定建築物の用途が既存建築物と同一又は一般住宅であること。
- ② 予定建築物の規模、構造、設備等が既存建築物と比較して著しく過大でないこと。
- ③ 既存建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること。

お手続き

■申請受付窓口

開発指導課 096-328-2507

■受付時間

8:30 から 17:15

■必要なもの

手数料免除申請書にり災証明書を添付のうえ、開発行為許可等に係る申請を行ってください。

※手数料免除申請書の様式は熊本市ホームページに掲載しています。

■免除対象手数料

被災した建築物の移設又は建替等にあって生じる下記の手数料

- ① 開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第29条）

※ 非自己用を除く。

- ② 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書き）

- ③ 開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）

- ④ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条、第30条）

■期限

り災後1年以内

■お問合せ先

開発指導課 096-328-2507

3-8 家屋が損壊された方への市営住宅の提供 ※精査中

市営住宅課 096-328-2461

令和7年8月10日からの大雨により被災された方に、市営住宅の一時的な提供を行います。

※対象となる要件や手続きの詳細等については、市ホームページでお知らせします。

4. 生活面への支援

4-1 教科書及び学用品の支給

教育委員会学務支援課 096-328-2716

教育委員会指導課 096-328-2721

救助を要する被災者である児童・生徒に必要な教科書等・文房具・通学用品・その他の学用品等を支給します。

対象となる児童生徒

令和7年豪雨にて罹災され、住家の全壊、流出、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）

支給対象品目

（ア）教科書及び正規の教材

（イ）文房具

（ウ）通学用品

（エ）その他の学用品（運動靴、体操着、ハーモニカなどの楽器等）

※ 現物支給となります。

お手続き

今後、全校の児童生徒に対する調査を経て支給事務を行います。

■申請窓口

後日、お知らせします。

4-2 災害ごみについて

廃棄物計画課 096-328-2359

災害ごみは直接市の施設（東部・西部環境工場、扇田環境センター）に持ち込むことができます。持ち込まれる災害ごみにつきましては、ごみ処理手数料を免除いたしますので、搬入前にお手続きをお願いします。

搬入先

災害ごみの種別	持ち込み先	住所	電話	受入時間
燃えるもの （例：木製の家具類、プラスチック類、木くず等）	東部環境工場	東区戸島町 2570 番地	380-8211	月～土 8:30～16:30
	西部環境工場	西城区山薬師 2 丁目 12-1	329-0900	
燃えないもの（例：ブロック、瓦、ガラス、陶磁器等）	扇田環境センター	北区貢町 1567 番地	245-2696	月～土 8:30～16:30

申請先

■申請受付窓口

廃棄物計画課、各区総務企画課

■受付時間

月～金 8時30分～17時15分

お手続き

■被災者本人が免除手続きをする場合

り災証明書（コピー）またはり災状況が分かる写真

■収集運搬業者等に手続きの代行を依頼する場合

り災証明書（コピー）またはり災状況が分かる写真、委任状（委任者の押印必要）

※搬入車両の車番と各施設への搬入回数を受付時にお聞きしますので、必ず控えてお越しく下さい。

災害ごみの収集について

■45ℓ の袋に入る大きさのごみについて

被害を受けたごみ（45ℓ の袋に入る大きさのもの）については、透明袋で出すことができます。

「燃えるもの」と「燃えないもの」に分けて、45ℓ 以下の透明ごみ袋に入れて、普段ご利用のごみステーションに、通常のごみとは分けて出してください。

【収集期間】

8月12日（火）～8月22日（金）

※8月16日（土）、17日（日）も災害ごみは収集します。

■大型ごみ（畳・たんす等）について

被害を受けた大型ごみについては、事前に申し込みをいただくことで、無料で回収を行います。（大型ごみ処理券は不要です）

【申し込み先】

ごみゼロコール（0570-00-5374）

【受付日時】

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで

【申込受付期間】

8月12日（火）～8月22日（金）

※1回の収集に申し込める大型ごみは、5個までです

■家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）について

被害を受けた家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）については、事前に申し込みをいただくことで、無料で回収を行います。（大型ごみ処理券は不要です）

【申し込み先】

ごみゼロコール（0570-00-5374）

【受付日時】

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで

【申込受付期間】

8月18日（月）～9月12日（金）

※1回の収集に申し込める大型ごみは、5個までです

※分別がなされていないと、ごみの収集やその後の処理に支障がありますので、分別を徹底していただくようお願いします。

※大雨被害によるごみでない通常のごみは、これまでのルール通りでごみ出しをお願いします。

4-3 災害(水害)し尿の収集

浄化対策課 096-328-2366

大雨等の災害によって床上浸水し、満水のため使用できなくなった一般家庭のくみ取り便槽のし尿について、無料収集の適用要件等を満たしている場合は、市が収集費用を負担いたします。

対象となる方

- 1 熊本地方気象台が発表する注意報及び警報時の災害であること。
- 2 一般家庭のくみ取り便槽であること。
 - (1) 原則として定期的に収集しているくみ取り便槽が対象であり、複数月収集していない便槽は除く。
 - (2) 店舗併用住宅及び農家等の屋外便槽にあっては、居住用に供している便槽のみ適用する。
- 3 災害が原因で、便槽が満水又は著しく増量しており（概ね9割以上）、緊急にくみ取らなければトイレが使用できない状態であること。
- 4 便槽に欠陥がないもの。
 - (1) 雨樋からの雨水が便槽に直接流れ込んでいないこと。
 - (2) 便槽のひび割れ、破損等による浸水がないこと。
 - (3) 便槽の蓋部分が敷地周囲と比べて低い位置にはないこと。

※水洗（浄化槽）トイレは除きます。

お手続き

速やかに浄化対策課へお電話ください。浄化対策課又はし尿収集運搬業者による現場確認後、無料収集の適用要件を満たしている場合にのみ、正式に依頼していただきます。

※無料収集の適用要件を満たしていない場合は、有料となります。

■申請受付窓口

浄化対策課又は担当のし尿収集運搬業者

■受付時間

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

■必要なもの

- ・災害し尿収集依頼書（収集運搬業者がお持ちいたします。）

■お問合せ先

浄化対策課 096-328-2366

4-4 災害時における飲用井戸水等の水質検査

環境総合センター 096-379-2511

市内において大雨等により、飲用している井戸が浸水した等の被害があった世帯に対して、飲用井戸水の水質検査を実施します。

対象となる方

被災された個人住宅で井戸水を飲用水としている世帯（上水道の未給水世帯）

お手続き

■検査の予約・持ち込み先

熊本市環境総合センター 熊本市東区画図町所島404-1

電話番号 096-379-2511

（予約は午前8時30分から午後5時まで、土日祝日を除く）

※必ず事前に電話でご予約をお願いします。

■井戸水の持ち込み時間

午前8時30分から午後3時まで（土日祝日は除く）

※詳細は検査予約の際にご案内します。

■必要なもの

（1）井戸水

○専用の採水容器を熊本市環境総合センターでお渡ししますので、その容器に検査する井戸水を入れてご持参ください。

※容器を取りに来られない方は未開封のミネラルウォーターのペットボトル（500mLを2本）を空にして当日の井戸水を採取してください。

※詳しい採水方法は、ご予約時にご案内します。

（2）り災証明書（住家）、又は被災が確認できる写真等

■検査料

無料

■検査内容

- ・化学的検査
- ・細菌学的検査 計10項目

■結果の通知

受付から概ね7日程度

※自宅へ郵送します。電話での問い合わせにも対応します。

■お問合せ先

環境総合センター 096-379-2511

4-5 消費生活相談

熊本市消費者センター 096-353-2500

今回の豪雨災害に伴い、賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

■熊本市消費者センター

相談ダイヤル 096-353-2500

相談日 月～金、(祝日、年末年始を除く)

時 間 午前9時～午後5時

※面談は事前予約制

4-6 こころの健康相談

こころの健康センター 096-362-8100

災害後には、様々な心の不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。

こころの健康に関するご相談は、以下の電話や SNS にて受け付けております。

対象となる方

熊本市民

電話相談窓口

- ・こころの健康センター (ウェルパルくまもと 3 階)
096-362-8100 平日 午前 9 時～午後 4 時
- ・熊本こころの電話
096-285-6688 年中無休 午前 11 時～午後 6 時 30 分
- ・熊本いのちの電話
096-353-4343 年中無休 24 時間
0120-783-556 ※毎月 10 日はフリーダイヤルで実施

- ・よりそいホットライン

0120-279-338 年中無休 24 時間

SNS 相談窓口

- ・こころの悩み相談@熊本連携中枢都市圏

毎週火曜・日曜 午後 6 時～午後 10 時

QR コードから LINE で「友達に追加」をしてご相談ください。



- ・こころの悩み相談@熊本県

毎週月曜・水曜・金曜 午後 6 時～午後 10 時

QR コードから LINE で「友達に追加」をしてご相談ください。



4-7 食品に関する衛生相談

食品保健課 096-364-3188

食品保健課では、食品に関する衛生相談を受け付けています。

対象となる方

- ・熊本市にお住まいの方
- ・熊本市内で営業を行う食品関係事業者等

■相談内容

- ・食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒等の健康被害等に関する事
- ・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関する事

■相談窓口

食品保健課 096-364-3188

■受付時間

午前8時半～午後5時（土・日・祝日を除く）

4-8 外国人の方向けの相談窓口

国際課 096-328-2070

外国人の方の生活全般について、情報提供や相談対応を行う一元的窓口です。お気軽にご相談ください。

対象となる方

在住外国人、市民、外国人を受け入れている機関等

概要

■申請受付窓口

熊本市国際交流会館 2 階（熊本市外国人総合相談プラザ）

■受付時間

会館の開館日

※休館日 第2・第4月曜日（祝日の場合は直近の平日）

午前10時～午後6時

■対応言語

23言語

■連絡先

電話番号 096-359-4995 メール soudan@kumamoto-if.or.jp

4-9 無料法律相談（弁護士）

広聴課 096-328-2075

無料法律相談（弁護士）は下記で行っております。

対象となる方

熊本市に住民登録をされている方で個人の相談に限る
（同一内容の再相談や継続相談は受けられません）

相談窓口

■相談日：月、水、金曜日（祝日を除く）

■時間：午後1時～午後4時 ※ 相談時間は、1人20分です。

■場所：熊本市役所3階 広聴課相談室

■予約：相談日の2週間前の週の月曜日（祝日の場合は翌日）より先着順

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士が電話によりお答えします。

※ 専用番号へ事前に予約申込をお願いします。

※ 当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

特別相談予約受付専用 096-234-7499 （平日午前8時30分～午後5時）

4-10 生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ

保護管理援護課 096-328-2299

家計が苦しい、仕事が見つからない、借金がある、家賃が払えず困っているなど、生活の維持が難しいとお困りのときは、ひとりで抱え込まずに、生活自立支援センターへご相談ください。

センターは中央区、東区、南区の市内3か所にあります。西区・北区にお住まいの方は区役所での出張相談も行っておりますのでお電話ください。

相談窓口

- ・中央生活自立支援センター（中央区役所2階）
096-328-2795 平日 午前8時30分～午後5時
- ・東生活自立支援センター（東区役所2階）
096-367-9233 平日 午前8時30分～午後5時
- ・南生活自立支援センター（南区役所横雁回館）
096-358-5571 平日 午前8時30分～午後5時

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 市税の減免

市民税課・固定資産税課

豪雨災害により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて市税の減免を受けられる場合があります。

対象となる税目

1 個人市民税

- 居住する住宅に被害を受けられた方
- 所有する住宅または家財に被害を受けられた方
- 農作物に被害を受けられた方

2 固定資産税

- 著しく価値を減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）を有する方

3 事業所税

- 事業所用家屋等が滅失、使用不能等の被害を受けられた方

※個人市民税、固定資産税（家屋）については、被害の程度が準半壊、一部損壊の方は対象外です。

お手続き

■申請受付窓口

1 個人市民税

市民税課 096-328-2183

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは市民税課でお受けします。）

2 固定資産税

固定資産税課 096-328-2195

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは固定資産税課でお受けします。）

3 事業所税

市民税課 096-328-2173（法人課税班）

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは市民税課でお受けします。）

■受付時間

平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・減免申請書（窓口に設置されています。）
- ・り災証明書 ※写し可
- ・り災証明書（農林水産業関係） ※農作物に被害を受けられた方
- ・損害保険等の契約書、支払明細書 ※保険金等による補てんがある場合
- ・農業共済等の支払明細書 ※共済金等による補てんがある場合

5-2 市税の納税の猶予

納税課

豪雨災害による被害の状況により、市税の納税を猶予できる場合があります。

対象となる方

豪雨災害により被害にあった方

お手続き

■申請受付窓口

納税課 096-328-2204

5-3 各種証明書の交付手数料の免除

市民税課
戸籍住民課
各区役所区民課
各区役所税務室
各総合出張所（含：芳野分室）

り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除できます。

対象となる方

り災証明書の交付を受けられた方

証明書の種類・取扱窓口

	取扱窓口		
	各区役所区民課	市民税課 各区役所税務室	各総合出張所 (含 芳野分室)
① 印鑑に関する証明書	○	—	○
② 住民票記載事項に関する証明書	○	—	○
③ 住民票の写しの交付	○	—	○
④ 印鑑登録証の交付	○	—	○
⑤ 所得課税証明書	○	○	○
⑥ 固定資産関係証明書	○	○	○
⑦ 納税証明書(車検用を含む)	○	○	○
⑧ 滞納がないことの証明書 滞納処分を受けたことがない ことの証明書 その他の税証明書	—	○	—

お手続き

窓口にて、り災証明書をご持参ください。

※コンビニ交付は免除の対象外です。

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く）

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

(1) り災証明書

(2) 本人確認ができるもの

(※) 証明書の種類や窓口に来られた方によって、別途書類が必要な場合があります。詳細は、お問合せ先にご相談ください。

■お問合せ先

◆①～⑦について

中央区役所区民課	096-328-2245
東区役所区民課	096-367-9124
西区役所区民課	096-329-8503
南区役所区民課	096-357-4126
北区役所区民課	096-272-6900

◆⑤～⑧について

市民税課	096-328-2181
東区役所税務室	096-367-9138
西区役所税務室	096-329-1174
南区役所税務室	096-357-4143
北区役所税務室	096-272-1114

5-4 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除

戸籍住民課マイナンバーカードセンター

豪雨災害の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。

対象となる方

令和7年8月10日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災証明書の交付を受けられた方

対象のお手続き

マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き

お手続き内容

■取扱窓口

熊本市マイナンバーカードセンター（大劇会館）
各区役所区民課マイナンバーカード特設窓口

■受付時間

	熊本市マイナンバーカードセンター （大劇会館）	各区役所区民課
受付時間	月・火・木曜／9：00～16：30 水曜／9：00～18：30 日曜／9：00～15：00	平日／8：30～16：30
休業日	金・土曜・祝日 第3土曜の翌日曜（システムメンテナンス日） 年末年始	土・日曜・祝日 年末年始

■手続き方法

マイナンバーカードの通常発行に加え、特急発行（申請から1週間程度で住所地へ直接カードを簡易書留（転送不要）・速達により郵送交付する方法）による手続きも可能です。

お手続きには、本人確認書類に加え、り災証明書（※）が必要となります。

（※）特急発行をご希望の場合は、り災証明書の発行日から30日以内に手続きをしていただく必要があります。

詳細については、熊本市マイナンバーカードコールセンターに問い合わせください。

■お問合せ先

熊本市マイナンバーカードコールセンター 096-277-1869

5-5 水道料金・下水道使用料の減免

上下水道局料金課（お客さまセンター） 096-381-1118

被災された方の水道料金及び下水道使用料を減免します。

対象となる方

床下浸水以上の被害を受けた方

対象期間

り災日（令和7年8月10日）以降の8月検針地区の方は、令和7年9月請求分及び10月請求分を、9月検針地区の方は、令和7年10月請求分及び11月請求分を減免します。

ただし、8月検針時において使用水量の増加が確認できない場合は、10月検針分（11月請求分及び12月請求分）を減免します。

減額内容

前年同期の使用期間における使用水量と今回水量を超える水量等

お手続き

■申請受付窓口

上下水道局料金課（平日 午前8時30分～午後5時15分）

■必要なもの

- ・り災証明書（住家）※写し可
- ・事業者の方は商業金融課より「り災証明書（店舗・事務所等）」の発行を受けた方 ※写し可

■お問合せ先

上下水道局料金課（お客さまセンター） 096-381-1118

5-6 農業集落排水処理施設使用料の減免等

北東部農業振興センター農業振興課 096-272-1117
西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室 0964-28-3115

被災された方の農業集落排水処理施設使用料を減免します。

対象となる方

床下浸水又は半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方

お手続き

■申請窓口

- 北区植木町（田底中部地区、山東東部地区）にて使用されている方

北東部農業振興センター農業振興課（北区役所内）

096-272-1117

- 南区城南町（塚原藤山地区、鰐瀬陳内地区）にて使用されている方

西南部農業振興センター農業振興課

南農業振興室（城南まちづくりセンター内）

0964-28-3115

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 減免申請書（窓口に設置されています）
- (2) り災証明書（住家） ※コピー可
- (3) 印鑑 ※認印可

■お問合せ先

北東部農業振興センター農業振興課 096-272-1117

西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室 0964-28-3115

5-7 国民健康保険料の減免

国保年金課
各区役所区民課

豪雨被害より支払いが困難になった国民健康保険の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

※ 現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方や対象保険料等が変更になる場合があります。

対象となる方

国民健康保険の世帯主又は被保険者が所有し、居住する家屋が床上浸水の被害を受けた方

対象保険料

令和7年8月から令和8年7月分までの保険料

申請期限

令和8年8月31日（月）

※申請期限までにお手続き出来ない場合は、下記申請窓口へお申し出ください。

お手続き

令和8年度対象保険料の減免については、令和7年度分を申請されている方は、申請の必要はありません。

■申請窓口（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）

国保年金課	096-328-2290
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

■必要なもの

- (1) 資格確認書又はマイナ保険証（資格情報のお知らせ）
- (2) り災証明書【住家】（床上浸水）※写し可
- (3) 被害の内容及び程度が確認できるもの

5-8 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の減免等について

担当課名 国保年金課
各区役所区民課

災害や失業など特別な理由により、収入が一定額以下になった場合は、申請により一部負担金（医療機関の窓口で支払う額）の減免や徴収猶予が認められることがあります。

対象となる方

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、その世帯の被保険者が死亡し、身体障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

※減免には細かな基準が設けてあり、上記事由に該当しても判定基準に基づいて審査した結果減免非該当となる場合があります。

※徴収猶予は、6ヶ月以内の期間に限り行います。減免は、3ヶ月以内の期間に限り行います。

※(1)の事由により減免等の申請ができる期間は、災害の発生した日の属する月から起算して1年以内の期間です。

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請書等の記入を行っていただきます。

■申請受付窓口

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。また、書類の追加提出をお願いする場合

があります。

- (1) 資格確認書又はマイナ保険証（資格情報のお知らせ）
- (2) 収入が分かる書類（給与明細書、離職票、年金額確定通知等）
- (3) 預貯金通帳
- (4) 家賃証明（家賃の支払いがある場合）
- (5) その他、事由に応じた提出物

（下記のいずれかの書類）

≪所有かつ居住する住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合≫

- ・り災証明書

≪被保険者が資産に重大な損害を受けた場合≫

- ・被害金額が財産価格の1/3以上の損害を受けたことが分かる書類

≪被保険者が死亡した場合≫

- ・死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書

≪被保険者が身体障がい者となった場合≫

- ・身体障害者手帳

≪被保険者が業務を廃止・休止した方の場合≫

- ・公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）

≪被保険者が病気などで失職し、現在収入がない方の場合≫

- ・雇用保険の受給資格証、事業主等による証明、医師の診断書等

■お問合せ先

国保年金課 096-328-2290

5-9 定期予防接種の機会の確保

感染症予防課 096-364-3189

豪雨災害により被災し、対象年齢内に定期予防接種を受けることができなかった方については、以下に該当する場合、公費負担により接種が受けられます。

対象となる方

災害その他これに類する事由が発生したことによりやむを得ず定期予防接種を受けることができず、対象年齢を超えてしまった方

■ 対象期間

被災した日の翌日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌感染症及び带状疱疹については、1年）

※ ただし、五種混合・四種混合ワクチンは15歳まで、結核（BCG）ワクチンは4歳まで、ヒブワクチンは10歳まで、小児の肺炎球菌ワクチンは6歳までの年齢制限があります

■ お問い合わせ・申請受付窓口

感染症予防課 096-364-3189

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと4階

■ 必要なもの

り災証明書（コピー可）

※ 事前に手続きをお願いいたします。詳しくは、感染症予防課にお尋ねください。

5-10 介護保険料の減免

介護保険課 096-328-2347

災害等により住宅・家財等の財産について、著しい損害を受けたことが原因で、介護保険料の納付が困難になった場合、申請により介護保険料を減免できる場合があります。詳しくは各区役所の福祉課までお問い合わせください。

要件

- 世帯主又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により、その財産について著しい損害（保険金及び損害補償等で補填されたものを除く。）を受けた場合。
- 当該第1号被保険者の属する世帯の賦課期日所属年の前年の合計所得金額が600万円以下である場合。

減免割合

- (1) 災害（水害を除く火災、地震等）により、著しい損害を受けた場合
（規則第13条第1項第1号）

損害程度	当該年度の被保険者区分	減免割合
2割以上 (半壊・半焼以上)	保険料所得段階が第1段階～第3段階	10分の10
	保険料所得段階が第4段階～第11段階	10分の4

- (2) 水害により、床上浸水以上の損害を受けた場合（規則第13条第1項第2号）

当該年度の被保険者区分	減免割合
保険料所得段階が第1段階～第3段階	10分の10
保険料所得段階が第4段階～第11段階	10分の4

減免対象期間

- 減免の対象となるのは、減免申請日以降に納期（特別徴収の場合、年金振込日）の到来する保険料の額（規則第15条第2項）。減免申請日を遡っての減免はできない。
- 災害減免の場合、当該年度を超えて減免申請できる。減免申請可能な期間は、当該事由の発生した翌月から12か月間（規則第15条第2項）。なお、減免申請は年度ごとに必要。

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■手続きに必要なもの

【提出書類】※委任状以外は全て必須

提出書類	備考
減免申請書	申請者一人につき 1 枚
収入等の調査に関する同意書	1 世帯につき 1 枚
り災証明書（写し可）	交付場所 住家（風水害）…福祉課・総合出張所
被害箇所の状況が分かるもの （写真等）	損害程度の判定に使用
委任状	同一世帯以外の方が申請する場合は必要

※ 申請書・同意書の様式は熊本市ホームページに掲載しています。

※ 水害で、他市町村で被災している場合…り災証明書の発行自治体に確認する。

※ 減免を判定する上で上記必要書類以外の書類を提出していただく場合がございますので、予めご了承ください。

■郵送による申請

【送付先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1

熊本市介護保険課 宛

■お問合せ先

介護保険課 096-328-2347

中央区役所福祉課 096-328-2311

東区役所福祉課 096-367-9127

西区役所福祉課 096-329-5403

南区役所福祉課 096-357-4129

北区役所福祉課 096-272-1118

5-11 保育所等利用者負担額（保育料）の減免

保育幼稚園課
各区役所保健こども課

準半壊以上の被害を受けられた方は、災害の発生した翌日から 1 年間、利用者負担額（保育料）の減免を受けることができます。

対象となる方

被災時に在園（0歳～2歳クラス）していた方で、災害により所有する住宅に準半壊以上の被害を受けられた方

減免の割合

被害の程度が「全壊」の場合	利用者負担額（保育料）：100%減免
被害の程度が「半壊」の場合	利用者負担額（保育料）：50%減免
被害の程度が「準半壊」の場合	利用者負担額（保育料）：30%減免

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書（コピー可）（後日提出可）
- (2) 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）（後日提出可）
- (3) 利用者負担額減免申請書

■申請受付窓口

保育幼稚園課または各区役所保健こども課

■受付時間

平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■お問合せ先

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-12 児童扶養手当の災害特例措置

こども支援課 328-2158

災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止又は全部支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます
- 扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により全部支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- ・ 住宅、家財
- ・ 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋等）
- ・ 機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「被災状況書」の提出が必要です。

申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。

詳しくは、各区役所保健こども課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

災害を受けた年の所得について再確認を行います。

災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

■お問合せ先

中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-13 未就学児を対象とした受け入れ

保育幼稚園課
各区役所保健こども課
指導課

今回の災害で被災されたことに伴い、災害復旧のために保育を必要とされる未就学のお子さんを対象に、保育施設等への受け入れを実施いたします。

一時的な避難のため熊本市へ住民票を異動しない場合でも、利用できます。

対象となる方

①認可保育所等（保育所、認定こども園等）の利用 ※保育所部分

②私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用支援

③市立幼稚園への受け入れ

※②③については、年齢制限があります

利用料

被害の程度により、利用者負担額（保育料）が減免されます。

被害の程度が「全壊」の場合 利用者負担額（保育料）：100%減免

被害の程度が「半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：50%減免

被害の程度が「準半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：30%減免

※副食費等の実費相当額は利用者負担

※②③については、被害の程度に関係なく、利用料は無償です

利用期間

災害復旧に要する期間

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

(1) り災証明書（コピー可）（後日提出可） ※②③の場合は不要

(2) 本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）（後日提出可）

(3) 教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書

■申請受付窓口

①②保育幼稚園課または各区役所保健こども課

③教育委員会事務局指導課

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■お問合せ先

①②に関すること

保育幼稚園課 096-328-2568

中央区役所保健こども課 096-328-2421

東区役所保健こども課 096-367-9130

西区役所保健こども課 096-329-6838

南区役所保健こども課 096-357-4135

北区役所保健こども課 096-272-1104

③に関すること

教育委員会事務局指導課 096-328-2721

5-14 被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について

教育委員会学務支援課 096-328-2716

令和7年豪雨にて罹災された児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について、以下のように、対応を行います。

対象となる児童生徒

豪雨被害により居住地を離れて避難されている児童生徒で、熊本市立小・中学校への通学を希望される方。

お手続き

■指定校変更・区域外就学許可

下記のような場合において、申し立てをいただくと期間等を相談の上、許可を行います。

- ①校区外に転居した場合
- ②市外へ転居した場合
- ③市外からの転入の場合

■申請受付窓口

教育委員会事務局 学務支援課 就学班 096-328-2716

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・本人を確認できるもの（保険証など）
- ・熊本市内の避難先の住所を確認できるもの（同居証明書など）
- ・り災証明書（コピー可、後日提出可）

6. 事業者に関すること

6-1 食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談

食品保健課 096-364-3188

「4-7 食品に関する衛生相談」を参照

6-2 中小企業者向け特別相談窓口

商業金融課 096-328-2424

豪雨災害に伴い、経営等への影響を受ける市内中小企業の資金繰り支援（市制度融資）や、経営に関する相談窓口を設置しました。

対象となる方

熊本市内で事業を営む方

相談窓口

（1）金融（市制度融資）に関する相談

開設場所：熊本市経済観光局産業部商業金融課

所在地：熊本市中央区手取本町 1-1 8 階

受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分（土日祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く）

電話：096-328-2424

（2）経営に関する相談

開設場所：くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.

所在地：熊本県熊本市西区春日 1 丁目 14-1 くまもと森都心プラザ 2 階

受付時間：月曜～土曜 10 時～19 時／日曜、祝日 10 時～17 時（第 3 水曜日（休館日）と年末年始を除く）

電話：096-355-7402

備考：ご相談については、あらかじめのご予約をお勧めします。

6-3 社会保険労務士による労働相談

雇用対策課 096-328-2377

市民の皆様が抱えている悩み解決を支援するために、無料の労働相談窓口を設置しております。

■相談の具体例

- ・雇用保険・労災保険の給付等に関する相談
- ・労働条件や労務管理に関する相談
- ・労働保険料の納期限に関する相談
- ・健康管理・安全衛生に関する相談

対象となる方

熊本市にお住まいの方

相談窓口

熊本市役所本庁舎 1 階(正面玄関入って右側、パスポートセンター向い)

※9月以降、本庁舎 1 階北側エレベーター近くの高年齢者無料職業相談コーナー内で実施。

■相談日

毎週水曜日（祝日を除く）

■時間

午後2時から5時まで

相談方法

熊本県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士が面談によりお答えします。先着順により相談を受け付けますので、直接相談窓口へお越しください。

問い合わせ先

096-328-2377

住家の被害程度・支援制度 対応表

「○」：住家被害の程度条件を満たしているもの

「▲」：建物取扱い等の一定の条件を満たす場合に、対象となる可能性があるもの

「×」：住家被害の程度条件を満たしていないもの

住家被害の程度のほかに所得等の条件がある制度もございますので、詳細をご確認ください。

	支援制度	り災証明書（住家）					
		全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
1-1	り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む						
1-2	り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）						
1-3	り災証明書の発行（農水産業関係）						
2-1	災害見舞金の支給	○	○	○	○	○	▲
3-1	災害ボランティアの派遣						
3-2	浸水した家屋の感染症対策（消毒液の配布）について						
3-3	被災した住宅の応急修理 ※精査中	▲	○	○	○	○	×
3-4	ひとり親家庭への貸付（住宅）						
3-5	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与 ※精査中	○	▲	▲	▲	×	×
3-6	建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除 ※精査中	○	○	○	○	○	○
3-7	開発許可申請等に係る手数料免除	○	○	○	○	○	○
3-8	家屋が損壊された方への市営住宅の提供 ※精査中	要件等について精査中					
4-1	教科書及び学用品の支給	○	○	○	○	▲	×
4-2	災害ごみについて	○	○	○	○	○	○
4-3	災害(水害)し尿の収集						

4-4	災害時における飲用井戸水等の 水質検査	○	○	○	○	○	○
4-5	消費生活相談						
4-6	こころの健康相談						
4-7	食品に関する衛生相談						
4-8	外国人の方向けの相談窓口						
4-9	無料法律相談（弁護士）						
4-10	生活にお困りの方の相談は生活 自立支援センターへ						
5-1	市税の減免	○	○	○	○	×	×
5-2	市税の納税の猶予						
5-3	各種証明書の交付手数料の免除	○	○	○	○	○	○
5-4	マイナンバーカード等の再交付 手数料の免除	○	○	○	○	○	○
5-5	水道料金及び下水道使用料の減 免等	○	○	○	○	▲	▲
5-6	農業集落排水処理施設使用料の 減免等	○	○	○	○	▲	▲
5-7	国民健康保険料の減免	○	○	○	○	○	×
5-8	国民健康保険医療費の一部負担 金（窓口負担）の減免等	○	○	○	○	×	×
5-9	定期予防接種の機会の確保	○	○	○	○	○	○
5-10	介護保険料の減免						
5-11	保育所等利用者負担額（保育料） の減免	○	○	○	○	○	×
5-12	児童扶養手当の災害特例措置						
5-13	未就学児を対象とした受け入れ	○	○	○	○	○	×
5-14	被災児童生徒の指定校変更・区 域外就学許可について	○	○	○	○	○	○
6-1	食品関係事業者の施設、使用水、 器具の消毒に関する衛生相談						
6-2	中小企業者向け特別相談窓口						
6-3	社会保険労務士による労働相談						